

和歌山県病床転換助成事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）附則第4条の規定により病床転換助成事業（法附則第2条に規定する病床転換助成事業をいう。以下同じ。）に要する費用の支弁として交付する和歌山県病床転換助成事業費補助金の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、法、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成19年政令第325号）、高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（平成19年厚生労働省令第140号）、補助金等に係る予算の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生省・労働省令第6号）、病床転換助成事業交付金交付要綱（平成23年3月31日厚生労働省発保0331第1号厚生労働事務次官通知別紙）及び病床転換助成事業実施要綱（平成20年10月15日保発第10150002号厚生労働省保険局長通知別紙）に定めるところのほか、和歌山県補助金等交付規則（昭和62年和歌山県規則第28号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる者であって、第6条の規定により事業計画書を知事に提出した者（同条ただし書の規定の適用を受ける者を含む。）とする。

- (1) 医療法（昭和23年法律第205号）第39条第2項に規定する医療法人
- (2) 医療法第7条第1項の規定により病院又は診療所の開設の許可を受けている者（前号に掲げる者を除く。）
- (3) 医療法第8条の規定により診療所の開設の届出をした者

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、県の区域内にある保険医療機関（法第57条第3項に規定する保険医療機関であって、補助対象者が開設するものに限る。以下この項において同じ。）に対し、当該保険医療機関である病院又は診療所の開設者である補助対象者が行う病床の転換（医療法第7条第2項各号に掲げる病床の種別のうち厚生労働省令で定めるものの病床数を減少させるとともに、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第29項に規定する介護医療院その他の厚生労働省令で定める施設について新設又は増設により、病床の減少数に相当する数の範囲内において入所定員を増加させることをいう。以下同じ。）を行う事業であって、次項から第4項までに定める要件を満たすものとする。

2 病床の転換に該当する病床は、この補助金の申請時の初年度において使用許可を得て

いる次の各号に掲げる病床とする。ただし、医療と介護の適切な機能分担を図る観点から、介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなお効力を有するものとされた同法第 26 条の規定による改正前の介護保険法第 48 条第 1 項第 3 号の指定を受けた同法第 8 条第 26 項に規定する介護療養型医療施設をいう。第 1 号において「介護療養病床」という。）から次の各号に掲げる病床へ一旦移行し、一定の期間を経ずして次項各号に掲げる施設に転換する次の各号に掲げる病床については、対象としない。

- (1) 医療法第 7 条第 2 項第 4 号に規定する療養病床（介護療養病床を除く。）
 - (2) 医療法第 7 条第 2 項第 5 号に規定する一般病床のうち、前号に規定する療養病床とともに、同一病院又は同一診療所内にあり、当該療養病床とともに転換を図ることが合理的であると考えられるもの
- 3 病床の転換に該当する、新設又は増設する施設は、次の各号に掲げる施設とする。
- (1) 介護医療院
 - (2) ケアハウス
 - (3) 介護老人保健施設
 - (4) 有料老人ホーム（居室は、原則個室とし、1 人当たりの居室の床面積が概ね 13㎡以上であるもので、かつ、介護保険制度における利用者負担第 3 段階以下の者でも入居可能な居室を確保しているものに限る。）
 - (5) 特別養護老人ホーム
 - (6) 特別養護老人ホームに併設されるショートステイ用居室
 - (7) 認知症高齢者グループホーム
 - (8) 小規模多機能型居宅介護事業所
 - (9) 複合型サービス事業所
 - (10) 生活支援ハウス（離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）、奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）、山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）、水源地域対策特別措置法（昭和 48 年法律第 118 号）、半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）、過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）、又は沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）に基づき高齢者生活福祉センター運営事業の実施において（平成 12 年 9 月 27 日付け老発第 655 号厚生省老人保健福祉局長通知）により、そのサービスが提供されるものに限る。）
 - (11) 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成 13 年法律第 26 号）第 5 条第 1 項の規定により登録されている賃貸住宅
 - (12) 病床転換事業費補助金の交付を受けず、転換先の介護老人保健施設等（前各号に掲げる施設に限る。）の施設基準の一部の緩和（療養室の床面積 1 床当たり 6.4 ㎡を維持したままの病床転換をいう。）を適用し、介護医療院又は介護老人保健施設等に転換した療養病床等で、その後令和 5 年度末までに 1 床当たり 8.0 ㎡を満たすために改

修等を行う施設（介護老人保健施設等に転換する前に、知事に対して改修等を行う予定時期及び交付希望年度、転換病床数、改修等の整備内容などを、病床転換事業費補助金の交付申請に係る病床転換予定報告書（別記第1号様式）を知事に提出しているものに限る。）

4 病床の転換に該当する転換は、次の各号に掲げる整備区分に応じ、当該各号に定める整備内容を含む転換とする。

- (1) 改修 療養病床等を有する既存の病院等を本体の躯体に及ばない屋内改修（壁撤去等をいう。）で整備を伴うものであること。
- (2) 改築 療養病床等を有する既存の病院等を取り壊して、新たに施設を整備すること。
- (3) 創設 療養病床等を有する既存の病院等を取り壊さずに、新たに施設を整備すること。

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下、「補助対象経費」という。）は、別表に定めるとおりとする。

（補助金の額）

第5条 補助金の交付額は、施設ごとの次に掲げる額のうち最も少ない額（その額に1,000円未満の端数金額が生じたときは、当該端数金額を切り捨てた額）とする。ただし、補助対象事業の期間が年度をまたがる場合の各年度ごと補助金の交付額については、年度ごとにこの条本文の規定により算出した額とする。

- (1) 別表に定める区分に応じた基準額
- (2) 別表に定める区分に応じた補助対象経費の実支出額
- (3) 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額

（事業計画書の提出）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助事業を実施する前年度の2月末日又は別に知事が定める日のいずれか早い日までに、病床転換事業費補助金の交付申請に係る事業計画書（別記第2号様式）を提出しなければならない。ただし、特別の事由があると知事が認める場合は、この限りでない。

（交付申請）

第7条 規則第4条の規定によるこの補助金の交付の申請は、別に知事が定める日までに、和歌山県病床転換助成事業費補助金交付申請書（別記第3号様式）及び経費所要額調（別記第4号様式）により行うものとする。

2 前項の補助金等交付申請書を提出するに当たって、この補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助金額を補助対象経費で除して得

た割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

- 3 交付申請に当たり、補助事業の効果的な実施を図るため、やむを得ない事情により補助金交付決定前に事業を着手する場合には、あらかじめその理由を明記した補助金交付決定前着手届（別記第5号様式）を知事に提出しなければならない。

（交付条件）

第8条 規則第6条の規定により補助金の交付に際して付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容のうち、次に掲げる事項の変更（知事が軽微な変更と認める変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならないこと。
 - ア 整備区分
 - イ 設置場所
 - ウ 建物の規模又は構造
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合（一部を中止し、又は廃止する場合を含む。）には、知事の承認を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊してはならないこと。
- (5) 知事の承認を受けて前号に規定する財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を知事の定めるところにより、県に納付させることがあること。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産は、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (7) 補助金と補助事業に係る証拠書類等の管理については、次のア及びイに掲げる場合の区分に応じて、それぞれ当該ア及びイに定めるところにより行わなければならないこと。

ア 補助事業を実施する者（以下「補助事業者」という。）が、地方公共団体の場合補助金と補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした病床転換助成事業費補助金調書（別記第6号様式）を作成するとともに、補助事業に係る歳入及び歳出についての証拠書類を整理し、並びに調書及び証拠書類を補助事業完了の日（補助

事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度終了後5年間保管しなければならないこと。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の不動産又はその従物がある場合は、当該保管期間を経過後、当該財産処分が完了する日、又は第4号の厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならないこと。

イ 補助事業者が、地方公共団体以外の場合 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、並びに当該帳簿及び証拠書類を補助事業完了の日(補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保存しなければならないこと。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の不動産又はその従物がある場合は、当該保管期間を経過後、当該財産処分が完了する日、又は第4号の厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならないこと。

(8) 補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならないこと。

(9) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該建設工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならないこと。

(10) 補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないため、消費税相当額を含めて申請した場合は、次の条件に従わなければならないこと。

ア 実績報告を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金から減額して報告しなければならないこと。

イ 実績報告の提出後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合(当該消費税等仕入控除税額が0円の場合を含む。)には、その金額(実績報告においてアにより減じた額を上回る部分の金額)を消費税等仕入控除税額報告書(別記第7号様式)により速やかに、遅くとも当該補助事業の完了日の属する年度の翌々年度6月末日までに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならないこと。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部(又は支社、支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行わなければならないこと。

(11) 補助事業者は、この補助金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく国の負担又は補助を受けてはならないこと。

(変更申請手続)

第9条 補助事業者は、この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合は、別に知事が定める日までに、和歌山県病床転換助成事業費補助金変更交付申請書（別記第8号様式）に変更後の病床転換事業費補助金の交付申請に係る事業計画書（別記第2号様式）及び経費所要額調（別記第4号様式）を添付して知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（交付決定までの標準的処理期間）

第10条 知事は、規則第4条によるこの補助金の申請があった日から起算して、原則、3月以内に交付の可否を決定するものとし、交付の決定をしたときは、和歌山県病床転換助成事業費補助金交付決定通知書（別記第9号様式）により通知するものとする。前条の規定による変更申請についても、同様とする。

（状況報告等）

第11条 規則第11条第1項の規定による報告は、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 補助事業者は、補助事業に係る工事に着手したときは、その着手の日から起算して7日以内に和歌山県病床転換助成事業費補助金工事着手報告書（別記第10号様式）を提出しなければならない。
- (2) 補助事業者は、補助事業に係る工事の9月末日現在及び12月末日現在の遂行状況について、それぞれその翌月10日までに、和歌山県病床転換助成事業費補助金施設工事進捗状況報告書（別記第11号様式）により報告しなければならない。

（実績報告）

第12条 規則第13条の規定による実績報告は、補助事業が完了した日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認の通知の受理日）から起算して1月を経過した日、翌年度6月末又は別に知事が定める日のいずれか早い日までに病床転換助成事業費補助金事業実績報告書（別記第12号様式）に病床転換助成事業費補助金精算額調書（別記第13号様式）を添付して行うものとする。

（その他）

第13条 特別の事情により、第7条に定める算定方法又は第9条若しくは第11条の定める手続によることができない場合は、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成31年2月6日から施行し、平成31年度に実施する病床転換助成事業に係る補助金から適用する。

（この要綱の失効）

- 2 この要綱は、令和6年3月31日までに行われる病床転換助成事業に係るこの要綱に定める手続の完了をもって、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行し、令和 3 年度に実施する病床転換助成事業に係る補助金から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 5 年 4 月 3 日から施行し、令和 5 年度に実施する病床転換助成事業に係る補助金から適用する。

別表

区分	基準額	補助対象経費
改修	病床の転換の対象となる1施設（病院又は有床診療所）における病床数について、病床の転換前の病床数に1床当たり500千円を乗じて得た額（複数年度にわたり行われる病床の転換の場合、前記の額に「当該年度の総事業費／全期間の総事業費」を乗じて得た額）の範囲内で知事が必要と認めた額	病床の転換のための施設の改修に必要な整備費又は整備請負費及び整備事務費（整備のため直接必要な事務に要する費用（旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいう。）をいい、整備費又は整備請負費の2.6％に相当する額を限度とする。）。ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、整備費又は整備請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金並びに相当と認められる費用を含む。
改築	病床の転換の対象となる1施設（病院又は有床診療所）における病床数について、病床の転換前の病床数に1床当たり1,200千円を乗じて得た額（複数年度にわたり行われる病床の転換の場合、前記の額に「当該年度の総事業費／全期間の総事業費」を乗じて得た額）の範囲内で知事が必要と認めた額	病床の転換のための施設の改築に必要な整備費又は整備請負費及び整備事務費（整備のため直接必要な事務に要する費用（旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等）をいい、整備費又は整備請負費の2.6％に相当する額を限度とする。）。ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、整備費又は整備請負費には、これと同等と認められる委託費および分担金並びに相当と認められる費用を含む。
創設	病床の転換の対象となる1施設（病院又は有床診療所）における病床数について、病床の転換前の病床数に1床当たり1,000千円を乗じて得た額（複数年度にわたり行われる病床の転換の場合、前記の額に「当該年度の総事業費／全期間の総事業費」を乗じて得た額）の範囲内で知事が必要と認めた額	病床の転換のための施設の創設に必要な整備費又は整備請負費及び整備事務費（整備のため直接必要な事務に要する費用（旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等）をいい、整備費又は整備請負費の2.6％に相当する額を限度とする。）。ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、整備費又は整備請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金並びに相当と認められる費用を含む。

備考 次に掲げる経費は、補助対象経費としない。

- (1) 土地の取得又は整地に要する費用
- (2) 門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設に要する費用
- (3) 既存建物の買収に要する費用
- (4) その他事業に要する費用として相当とは認められないもの